

第4章



部門別の方針

4-1 土地利用方針

4-2 道路・交通ネットワーク方針

4-3 緑と水のまちづくり方針

4-4 住宅・住環境形成の方針

4-5 景観形成方針

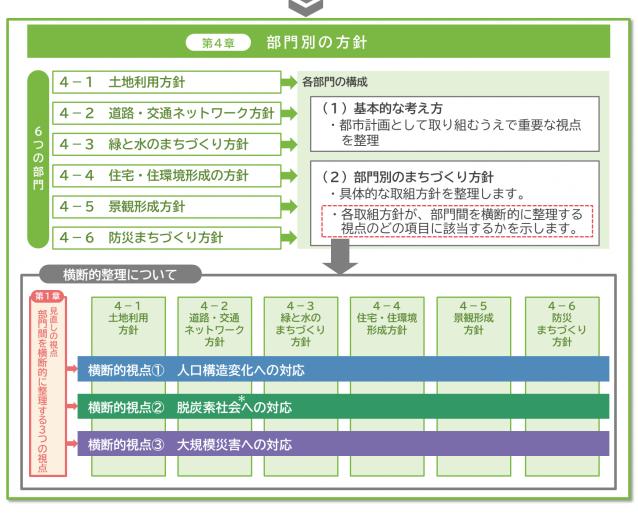
4-6 防災まちづくり方針



本章では、第3章で示した「まちづくりの目標と将来の姿」、「まちの将来構造」を実現するために、6つの部門別のまちづくり方針を示します。

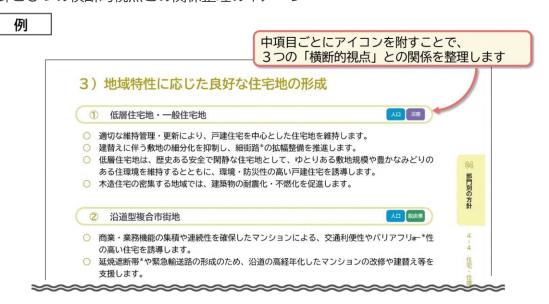
各部門では、都市計画として取り組むうえで重要な視点を整理した(1)基本的な考え方と、具体的な取組方針を示す(2)部門別のまちづくり方針で構成します。なお、部門別の方針の各施策は、関連する部署が連携を図りながら推進していくことが必要であるため、第1章の「見直しの視点」で掲げた部門間を横断的に整理する3つの視点(3つの横断的視点)を切り口に、各部門間の関連性を整理することで、一体的かつ総合的なまちづくりを推進していきます。





各施策の関係性をわかりやすく示していくため、以下に示す「各施策と横断的視点の関連性を整理する上での視点」を基準に、各部門と3つの横断的視点の関連表を示すとともに、部門別の個別方針では、関連する視点のアイコンを附すことで、各部門の連携を図っていくものとして活用していきます。

■個別方針と3つの横断的視点との関係整理のイメージ



■各施策と横断的視点の関連性を整理する上での視点

横断的

人口構造変化への対応

視点①

● 人口増加が続く中でも生活の質*を向上させる



オープンスペース*やみどりの量や質の向上、生活利便施設の誘導 など

- 近い将来訪れる人口減少社会を見据える良質な住環境の保全・創出、駅周辺の高度利用、デジタル技術の活用 など
- 多様化する生活様式に対する都市の密度を生かした対応 都市機能の集積、官民一体となった公共的空間の整備・活用 など

横断的

脱炭素社会*への対応

視点②

建築物の整備による緩和策の推進

断熱・気密・日射制御性能の向上、再生可能エネルギーの活用など

脱炭素

- 交通環境整備による緩和策の推進
- 交通結節機能*の向上、自転車利用環境の維持・向上、自動車交通の円滑化のための 道路整備 など
- 気候変動時代に対応した適応策の推進 雨水流出抑制、ヒートアイランド*の抑制、治水・土砂災害対策の推進 など

横断的 大規模災害への対応

視点③

■ 建築物や施設の整備、土地利用の誘導による防災・減災対策各建築物の耐震化や不燃化、延焼遮断帯*や緊急輸送道路*の整備 など

災害

- 災害にあっても都市活動が継続できる自立した都市づくり 在宅避難者や帰宅困難者*に対応した機能整備、 自立分散型エネルギーシステムの構築 など
- 被災後もしなやかに回復できる事前復興対策 平時からのデータ収集、事前復興まちづくり* など

■3つ横断的視点と6つの部門との関係性

●:関連があるもの

部門別の方針			視点① 人口	視点② 脱炭素	めるもの 視点③ 災害		
<u>±</u>	1)	土地利用の配置方針					
土地利用	2)	土地利用の誘導方針					
用		①良好な土地利用の推進	•		•		
		②土地利用に応じた脱炭素化の誘導		•	•		
	1)	建築物の高さに関する市街地区分					
	2)	建築物の高さの最高限度の方針					
道路	1)	歩行・自転車利用の環境整備					
路		①誰もが安全で快適に歩くことのできる歩行空間の整備					
交通		②自転車を利用しやすい環境の整備		•			
交通ネッ		③居心地が良く歩きたくなる道路環境整備					
-	2)	公共交通機関の利便性向上のための環境整備					
П		①安全で利用しやすい環境整備					
ク	3)	道路網の整備					
		①安全で快適な道路ネットワークの形成					
		②幹線道路の整備		•			
		③生活道路の整備			•		
		④環境に配慮した道路整備		•			
緑	1)	公園・庭園や公共施設のみどりの整備・保全					
緑と水のまちづくり		①公園・庭園のみどりの保全		•			
の ま		②公園の整備・再整備		•			
らちて		③水辺空間の保全と整備		•			
<		④公共施設のみどりの保全と整備		•			
6)	2)	寺社、教育施設等のまとまったみどりの保全					
		①寺社のみどりの保全		•			
		②教育施設等のみどりの保全		•	•		
	3)	敷地での取組の推進					
		①区民等によるみどりの保全と創出		•			
		②大規模敷地でのみどりの創出	•	•			
		③みどりを楽しめる環境の創出	•	•			
	4)	みどりのネットワークの形成					
		①みどりの軸の整備	•	•			
		②みどりの厚みとつながりの向上		•			

●:関連があるもの

部	部門別の方針			視点② 脱炭素	視点③ 災害		
住宅・住環境形成	1)	良質な住宅ストック*の形成					
		①環境・防災性能等の高い住宅の推進	•	•	•		
		②多様なニーズに対応した住宅	•	•	•		
		③高経年化する住宅ストック*の適切な管理と活用	•	•			
形成	2)	良好な住環境の形成					
		①誰もが暮らしやすい住環境の形成					
		②良好な空間整備の誘導	•	•	•		
	3)	地域特性に応じた良好な住宅地の形成					
		①低層住宅地・一般住宅地	•		•		
		②沿道型複合市街地	•	•			
		③商業・住宅共存地	•				
		④工場・住宅共存地	•				
	4)	生活利便性の維持・向上のための商業地の形成					
		①身近な商業地の利便性向上	•				
		②商業地の魅力の向上	•				
	5)	防犯性の高い都市空間の形成					
		①防犯性の高い公共施設整備					
		②地域活動支援	•				
景	1)	景観づくりの推進					
景観形成		①体系的な景観づくりの推進					
成		②公共施設における取組					
		③景観に対する意識の向上					
	2)	文京区の特性を生かした景観形成					
		①良好な景観の継承と活用					
		②活力とにぎわいのある景観の創出	•				
防	1)	災害に強いまちづくりの推進					
災ま		①震災に強い市街地形成					
防災まちづくり		②土砂災害・風水害に強い市街地形成		•			
<	2)	災害時の避難対策や生活継続性の確保					
り		①避難路*や物資輸送路の確保					
		②避難空間の整備と帰宅困難者*対策	•		•		
		③災害時の生活継続	•	•	•		
	3)	事前復興の推進					
		①事前復興に向けた取組	•		•		

4-1 土地利用方針

(1) 基本的な考え方

- 土地利用の配置方針を基本としながら、まちの成り立ちや地形など地域特性に配慮した、 良好な市街地環境を形成します。
- 建築物の高さの最高限度を定め、秩序ある市街地となるよう誘導します。また、大規模敷地の機能更新等にあたっては、周辺地区と調和した良好な都市環境の形成を誘導します。
- 土地利用や規模に応じて、省・創・蓄エネルギーの推進などによる脱炭素化を進めます。

■方針の構成概要

土地利用に関する基本方針		
1) 土地利用の配置方針	以下の各土地利用を配置 ①業務・商業系として、都心業務・商業地、駅周辺商業・業務地 ②複合系として、沿道型複合市街地、商業・住宅共存地、工場・住宅 共存地 ③住居系として、一般住宅地、低層住宅地 ④公園・庭園・寺社等 ⑤公共公益施設・大学等教育施設 ⑥区有公共施設	
2) 土地利用の誘導方針	①良好な土地利用の推進 ②土地利用に応じた脱炭素化の誘導	
建築物の高さに関する基本	方針	
1) 建築物の高さに 関する市街地区分	建築物の高さについて、地区の特性に応じて6つに区分	
2) 建築物の高さの 最高限度の方針	建築物の高さの最高限度の方針	

(2) 土地利用に関する基本方針

1)土地利用の配置方針

将来の土地利用は、大きくは業務・商業系、複合系、住居系、公園・庭園・寺社等、公共公益施設・大学等教育施設及び区有公共施設の6つに区分し、このうち業務・商業系は都心業務・商業地と駅周辺商業・業務地、複合系は沿道型複合市街地と商業・住宅共存地と工場・住宅共存地、住居系は一般住宅地と低層住宅地にそれぞれ細区分します。

また、脱炭素化、グリーンインフラ*、ウォーカブル*なまちづくりなどの社会的ニーズに対応するとともに、地域特性に応じた多様な市街地を形成します。

① 業務・商業系

都心業務・商業地:都心地域のうち業務・商業機能が集積する主に春日通り南側一帯

- 業務機能を集積し、地域全域に業務地を形成します。
- 駅、集客施設付近に、来訪者・区民にとって利便性の高い広域商業機能を有する商業地を形成します。
- 幹線道路沿道や既存商店街の低層部分に、来訪者や近隣住民にとって利便性の高い商業機能を配置した商業地を形成します。
- オープンスペース*を創出し、既存のみどりの空間、高次都市機能施設などと連携した交流空間を形成します。

駅周辺商業・業務地:地下鉄駅周辺の商業・業務機能が集積する地区

- 駅を利用する来訪者や、最寄り駅として利用する近隣住民にとって利便性の高い商業機能を 配置した商業地を形成します。
- 地域の特性に合った業務機能を配置し、交通利便性の高い業務地を形成します。
- オープンスペース*を創出し、既存のみどりの空間、高次都市機能施設などと連携した交流空間を形成します。

2 複合系

沿道型複合市街地:商業・業務を中心とした複合的な土地利用を誘導すべき幹線道路沿道

- 低層部分に、主に近隣の生活を支える商業機能を配置した商業地を形成します。
- 周辺の土地利用を踏まえて業務機能を配置します。

- 交通利便性やバリアフリー*性の高い住宅を、商業・業務機能の集積や連続性を確保して配置します。
- 不燃化・高層化を誘導し、延焼遮断帯*を形成するとともに、後背地への騒音被害の軽減を図ります。
- オープンスペース*を創出し、地域特性に応じた駐輪・緑化・交流などの機能を有する空間を 形成します。

商業・住宅共存地:幹線道路沿道以外で商業機能が集積する商店街等の地区

- 低層部分に、来訪者や近隣住民にとって利便性の高い商業機能を配置した商業地を形成します。
- 住宅は上層部への配置等により、商業機能の密度や連続性等を確保します。
- 根津・千駄木地域は、地域特性を生かし、戸建住宅と個性的な小規模店舗が混在する、来訪 者にとって魅力ある商業地を形成します。

工場・住宅共存地: 千川通り及び神田川周辺の工場が点在する地域

- 工場や業務機能を維持し、産業構造の変化やデジタル化への対応など、時代に対応した産業 基盤を形成します。
- 住宅を建築する場合は、工場と共存するよう、工場からの振動・騒音を防ぐほか、配置の工夫や緑化などを行うものとします。

3 住居系

一般住宅地:住宅が主になっている地域

- 戸建住宅を中心としながら、地域特性に応じて共同住宅や店舗・業務併用住宅等が複合した、 住宅地を形成します。
- 地域特性に応じ、住環境や防災機能の維持・向上を図ります。

低層住宅地:戸建住宅を中心とする住宅地が形成されている地区

- 戸建住宅を中心とした良好な住宅地を形成します。
- ゆとりある敷地規模やみどりの保全、道路基盤の整備により、住環境や防災機能の維持・向上を図ります。

4 公園・庭園・寺社等

公園・庭園・寺社等:小石川後楽園・六義園・小石川植物園等の大規模緑地、街区公園*をは じめとする小規模緑地、護国寺・根津神社といった寺社境内地など

- 大規模な公園・庭園は、まとまりあるみどりとして良好な都市環境に貢献する様々な機能を 有するとともに、次代に引き継ぐ歴史的・文化的財産、観光資源であることを踏まえ、保全 します。
- 公園は適切に維持管理するとともに、再整備により質の向上を図ります。
- 大規模な寺社等は、生活のよりどころであり、歴史・文化・観光資源であるとともに、まとまりあるみどりや空地を有するため、それらの環境の保全や整備を誘導します。

⑤ 公共公益施設・大学等教育施設

公共公益施設・大学等教育施設:病院など区民の日常生活の利便性を支えるサービス施設や 大学など教育施設

- 大学・病院は、文京区を特徴づける重要な都市機能であることから、その機能の維持・向上 を図るとともに、敷地内のみどりや空地の保全・整備・公開等を誘導します。
- 教育施設は、地域との交流を創出する施設の整備や敷地公開による活用等を誘導します。
- 大規模な大学や病院の機能更新にあたっては、周辺地域と一体となったまちづくりを誘導します。

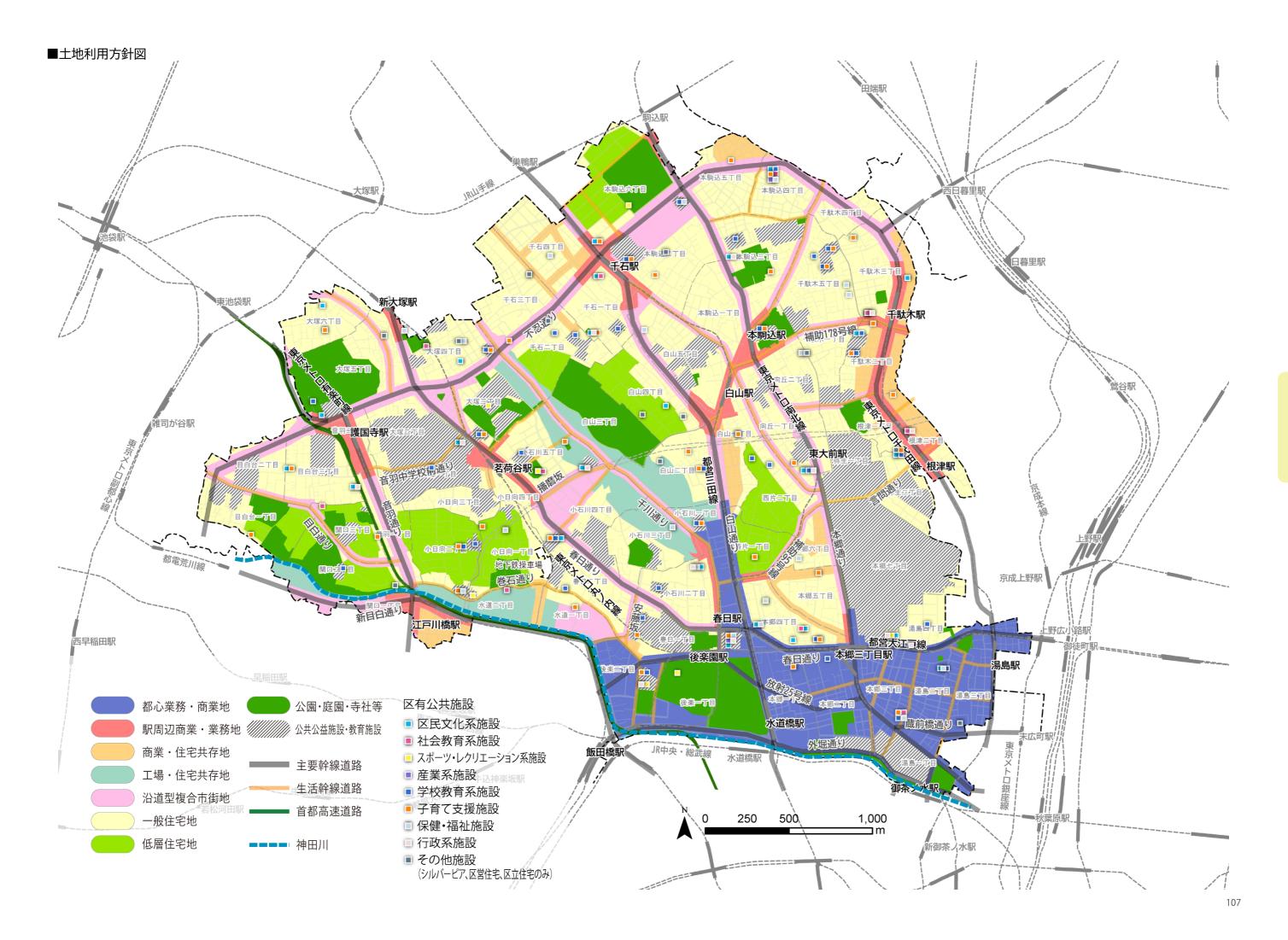
6 区有公共施設

区有公共施設:文化施設や学校、子育て支援施設、福祉・保健施設など区が保有する建築物系 公共施設

- 公共施設の整備・改修にあたっては、人口構造の変化を考慮し必要な機能を確保するとともに、部門別の方針の記載内容を踏まえ、ユニバーサルデザイン*やバリアフリー*への配慮、緑化などのグリーンインフラ*の活用、脱炭素、コミュニティを形成する空間整備、防災、耐震化・長寿命化*、景観形成、雨水流出抑制など様々な観点で先導的な役割を果たします。
- 脱炭素においては、建築物等の運用で排出されるCO₂(オペレーショナル カーボン)のほか、建築物等の設計、資材製造、建設、改修、廃棄で排出されるCO₂(エンボディド カーボン)も含め、ライフサイクル全体でのCO₂削減に努めます。
- また、包摂的社会*形成にも留意するとともに、AI・ICT*などデジタル技術を活用した 効率的・効果的な維持管理を図るほか、民間活力等を活用した整備や維持管理の検討など、 財政負担の軽減と質の高いサービス提供を目指します。

■文京区都市計画マスタープランで取り扱う公共施設

施設類型	細分類	施設名称等
区民文化系施設	集合施設	区民センター、区民会館、交流館、区民会議室、不忍通り ふれあい館、男女平等センター
区以又11示///800	文化施設	アカデミー文京、地域アカデミー、文京ふるさと歴史館、 森鴎外記念館、響きの森文京公会堂、スカイホール
社会教育系施設	図書館	図書館、図書室
スポーツ・レクリエーション	スポーツ施設	六義公園運動場、後楽公園少年野球場、竹早テニスコート、小石川運動場、文京総合体育館、文京スポーツセンター、江戸川橋体育館
系施設	山村体験施設	四季の郷 薬師温泉 やまびこ荘
産業系施設	産業系施設	産業とくらしプラザ、勤労福祉会館
	小学校	小学校
	中学校	中学校
学校教育系施設	幼稚園	幼稚園
	その他 教育施設	教育センター、青少年プラザ、 少年自然の家八ヶ岳高原学園
	保育園	保育園
	児童館	児童館
子育て支援施設	育成室	育成室
	その他子育て 施設	キッズルーム、子ども家庭支援センター、子育てひろば
	保健施設	健康センター、保健サービスセンター
保健・福祉施設	高齢福祉施設	シルバーセンター、福祉センター、 特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、 高齢者あんしん相談センター、グループホーム
	障害福祉施設	福祉作業所、障害者基幹相談支援センター、障害者会館、 障害者支援施設リアン文京、本郷福祉センター、 障害者就労支援センター、障害者多数雇用事業所
行政系施設	庁舎等	本庁舎、公共駐車場、地域活動センター、 文京清掃事務所、播磨坂清掃事業所
	住宅等	防災職員住宅、旧元町小学校、シルバーピア、 障害者住宅、区営住宅、自転車駐車場
その他施設	倉庫等	備蓄倉庫、水防倉庫、機具置場、土木詰所、 文化財収蔵庫、柏学園、旧岩井学園教職員住宅、 旧介護予防拠点、旧区立住宅、旧大塚地域活動センター



2)土地利用の誘導方針

1 良好な土地利用の推進



- 土地利用の配置方針に基づき、地域特性に応じた適切な土地利用を誘導します。
- 業務・商業系では、土地の有効利用・高度利用を誘導し、業務・商業機能の集積やオープンスペース*の創出、交通結節機能*の強化を図ります。
- 住居系では、良好な住環境を保全するため、戸建住宅敷地の細分化の抑制を図ります。
- 大規模敷地における機能更新等にあたっては、既存のオープンスペース*やみどり等が有する機能の維持・向上を誘導し、周辺地区と調和した良好な都市環境を形成します。

2 土地利用に応じた脱炭素化の誘導



- 断熱・気密・日射制御性能の向上による冷暖房エネルギーの削減等による省エネルギー、太陽光発電や太陽熱・地中熱利用等再生可能エネルギーによる創エネルギー、蓄電・蓄熱などの蓄エネルギーへの取組について、ZEH*・ZEB*化を推進するとともに、規模に応じた取組を誘導します。
- コージェネレーション*・地域冷暖房・エネルギーの融通など、エネルギーの効率的・面的な利用について、規模に応じた取組を誘導します。
- 住居系においては、脱炭素化に取り組むことが、快適な暮らしと健康維持、光熱費の削減、 在宅避難できる災害レジリエンス*の向上の効果もあることを踏まえて、改修や建替えを誘導 します。
- 公共施設においては、ZEB*化の推進を図ります。また、その他先導的な省・創・蓄エネルギーへの取組を推進します。
- 創工ネルギーにおいては、周囲の土地利用による日影の状況を踏まえて日影の影響を受けやすい太陽光発電と、受けにくい太陽熱利用や、受けない地中熱利用等を使い分けるなど、地域に適した方策を誘導します。
- 建築物の用途等に応じた、持続可能な木材利用の推進に努めます。
- 気候変動の適応策としてグリーンインフラ*を活用するため、公園・庭園・寺社等や、公共公益施設・大学等教育施設の既存のまとまったみどりの安全性を確保しながらの保全や、敷地の規模に応じた緑化を推進します。

(3) 建築物の高さに関する基本方針

1)建築物の高さに関する市街地区分

建築物の高さについては、地区の特性に応じて6つに区分します。

都心型高層市街地:主として高層建築物^{※1}が、面的に広がる市街地

都市核と都心地域は、高次の都市機能の一層の集積を図ります。特に商業・業務や都市型産業*の集積を進める必要があるため、主要幹線道路の後背地にある一部地区を除き、高層建築物の立地が面的に広がる都心型高層市街地とします。

沿道型高層市街地:主として高層建築物が、線的に建ち並ぶ市街地

都心型高層市街地を除く都市拠点と、都市軸は、様々な機能の集積を図りながら拠点性を一層高め、また、区内外を結ぶ広域的な活力ある都市活動を支える必要があるため、高層建築物が建ち並ぶ、沿道型高層市街地とします。

中高層市街地:主として中層建築物^{※2}が建ち並ぶ中に、高層建築物の立地が見られる市街地

都心地域における主要幹線道路**4の後背地にある一部地区と、言問通りと補助 180 号線等を除く 生活幹線道路**5沿道などは、活力ある都市活動を支える中高層市街地とします。

低中層市街地:主として低層建築物※3が広がる中に、中層建築物の立地が見られる市街地

都心型高層市街地、沿道型高層市街地、中高層市街地及び低層市街地以外の市街地は、戸建住宅が中心となっており良好な住環境を維持していく必要があるため、低中層市街地とします。

低層市街地:主として低層建築物が広がる市街地

土地利用方針における低層住宅地は、閑静で良好な住環境を保全していく必要があるため、低層 市街地とします。

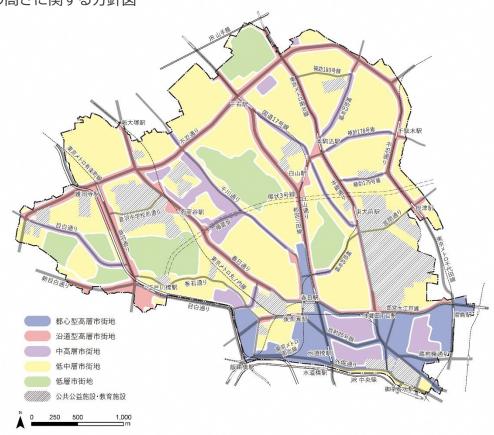
※1:8階以上 ※2:4~7階 ※3:3階以下

※4:P117 4-2 道路・交通ネットワーク方針図 参照 ※5:P117 4-2 道路・交通ネットワーク方針図 参照

公共公益施設・教育施設:公共施設、病院、大学等

公共施設、病院などの公益施設及び大学などの教育施設は、一般の建築計画と異なる施設の特性や、良好な市街地環境を形成するため敷地内に緑、広場、通路などの設置等も考慮して高さを個別に検討する必要があるため、公共公益施設・教育施設の区分を設けるものとします。

■建築物の高さに関する方針図



2)建築物の高さの最高限度の方針

- 次の3項目を目的として、建築物の高さの最高限度を定めます。
 - ①建築物の高さを適切に誘導し、良好なまち並み景観と秩序ある市街地を形成します。
 - ②建築物の高さを制限することにより、良好な住環境を保全します。
 - ③突出した高さの建築を抑制し、近隣紛争の防止を図ります。
- 原則として区内全域に、絶対高さ制限を定める高度地区*を定めます。具体的な制限の数値については、都市計画(用途地域*・容積率*)の指定状況、道路幅員状況などを基本要件として設定します。
- 建築物の高さが大きく異なる市街地が隣接する場合は、高さの低い方の区分の市街地に配慮 します。
- 個別の敷地において、一定規模以上であることなどの条件を満たし、かつ都市環境の向上に 資する場合などは、絶対高さ制限を定める高度地区*の適用の除外等をできるものとします。
- 一定の区域において、建築物の高さに関して別途都市計画に定める場合などは、絶対高さ制限を定める高度地区*とは異なる高さを設定できるものとします。

4-2 道路・交通ネットワーク方針

(1) 基本的な考え方

- 子どもや高齢者、障害者などすべての人にとって、安全で快適な移動が可能となるようにするため、歩行者や自転車が安心して通行できる快適な交通環境の整備や、重要な交通手段である自転車や公共交通機関の利便性向上に努めます。
- 居心地が良く歩きたくなるまちなかとなるよう、地域特性に応じて、沿道の土地利用と一体となったにぎわい等を生む道路空間の整備・活用を行います。
- 自動車や自転車の円滑な交通を実現する道路網を形成するため、主要幹線道路や生活幹線 道路、主要生活道路などの整備に努めるとともに、環境に配慮した道路整備を進めます。

■方針の構成概要

道路・交通ネットワーク方針		
1)歩行・自転車利用の 環境整備	①誰もが安全で快適に歩くことのできる歩行空間の整備 ②自転車を利用しやすい環境の整備 ③居心地が良く歩きたくなる道路環境整備	
2)公共交通機関の 利便性向上のための 環境整備	①安全で利用しやすい環境整備	
3)道路網の整備	①安全で快適な道路ネットワークの形成 ②幹線道路の整備 ③生活道路の整備 ④環境に配慮した道路整備	

(2) 道路・交通ネットワーク方針

1)歩行・白転車利用の環境整備

1 誰もが安全で快適に歩くことのできる歩行空間の整備





- バリアフリー*化やユニバーサルデザイン*に配慮し、子ども、高齢者、障害者など誰もが、 安全で快適に歩くことのできる連続性のある歩行空間の整備を進めます。
- 自動車走行や交通事故情報などのビックデータ*を活用し、生活道路における車両の走行速度 を抑制する交通安全対策を行うなど、歩行者と自動車が共存するコミュニティ道路*の整備を 進めます。
- 車道と歩道の幅員構成を見直すなど道路空間の再配分等により、歩行者のための安全な空間 の確保に努めます。
- 歩行者等の通行に支障とならない範囲で、日影の確保やベンチ等休憩施設の設置など、快適 な歩行空間の整備に努めます。
- 主要幹線道路などについては、歩行空間の確保に配慮して無電柱化*を進めます。
- 坂道については、路面舗装の工夫や手すりの設置などにより、安心して歩ける歩行空間の整 備に努めます。

2 自転車を利用しやすい環境の整備





- 自転車通行空間*を計画的に整備して適切に維持管理することにより、安全で快適な自転車通 行環境の形成を図ります。
- 駅周辺では、自転車駐車場の整備に努めるとともに、放置自転車の撤去を行い、自転車の路 上駐車による歩行者への通行阻害などの解消を進めます。
- 自転車利用が多く想定されるマンションや商業施設などを建設する場合は、適切な自転車駐 車場の整備などを誘導します。
- 自転車駐車場の満空情報等の提供や利用料金支払いのキャッシュレス化を進めます。
- 交通安全運動、交通安全教育等の実施により、自転車やマイクロモビリティ*の利用者に対し て、交通ルールの遵守と利用マナー等の啓発を行い、安全利用を促進します。

3 居心地が良く歩きたくなる道路環境整備

- 観光資源周辺等においては、観光振興等の施策と一体となった道路空間の整備に努めます。
- 路地など交通機能への影響が少ない道路では、地域との連携により、道路空間を活用したま ちの魅力を向上させる取組を推進します。
- 商店街の道路や幹線道路の歩道等において、商店会等の地元組織と区が協働し、沿道の店舗 や公開空地*等との一体的な活用などを推進します。

2) 公共交通機関の利便性向上のための環境整備

1 安全で利用しやすい環境整備





- 地下鉄やバス等の交通結節点では、事業主体と連携してバリアフリー*化やユニバーサルデザ イン*に配慮した整備を進めるとともに、MaaS (マース:Mobility as a Service) *の推 進など、利用しやすい環境の向上に努めます。
- 地下鉄駅については、事業主体等と連携して、自転車駐車場の充実やまちの案内情報の充実 など、駅を利用しやすくするための環境整備に努めます。
- コミュニティバス*については、リアルタイムでのバスの位置情報の把握などにより利便性の 向上に努めるほか、AIを活用した安全運行管理など更なるICT*化に努めます。
- シェアサイクルについては、ビックデータ*の活用やAIの活用による自転車の再配置の最適 化を図るなど、地域や利用者のニーズを踏まえながら利便性の向上に努めます。

3) 道路網の整備

① 安全で快適な道路ネットワークの形成





- 区内の道路を主要幹線道路、生活幹線道路、主要生活道路及び生活道路の4種類に区分し、 沿道の土地利用や周辺地域の特性を踏まえながら、各道路が担う役割を明確にするとともに 整備を進め、安全で快適な道路ネットワークを形成します。
- 道路における3Dデータの活用、デジタル技術の導入などによる道路管理の高度化等、安 全・安心な道路ネットワークの維持管理に努めます。

(2) 幹線道路の整備





- 主要幹線道路は、自動車交通を円滑に処理する機能とともに、都市防災、ライフライン*の収 容空間、緑化による地域環境整備などの様々な役割を担い、区の骨格的な主要交通ネットワ ークを形成する重要な都市施設*です。そのため、『東京における都市計画道路の整備方針』 における第四次事業化計画の優先整備路線*の区間については、関係機関と連携して整備推進 に努めます。
- 主要幹線道路を補完し都市の骨格を形成する生活幹線道路は、交通需要や土地利用の動向を 踏まえ、都市計画道路に位置づけられている路線の整備を進めるとともに、幅員が 12m以上 ある場合は、歩道の拡幅に努めます。
- 令和元(2019)年11月に策定された『東京における都市計画道路の在り方に関する基本方 針』における検証で計画の変更予定路線に選ばれた補助 79 号線(千川通り)については、東 京都や豊島区との調整により見直しを進めます。
- その他、未着手の都市計画道路については、社会経済情勢や地域のまちづくりの状況等を踏 まえ、東京都や近隣区と調整することにより都市計画道路の在り方検証を行いながら必要に 応じて見直しを進めます。
- 環状3号線の整備計画は、地域と区民の理解が得られる計画になるよう、慎重に対応してい きます。

③ 生活道路の整備

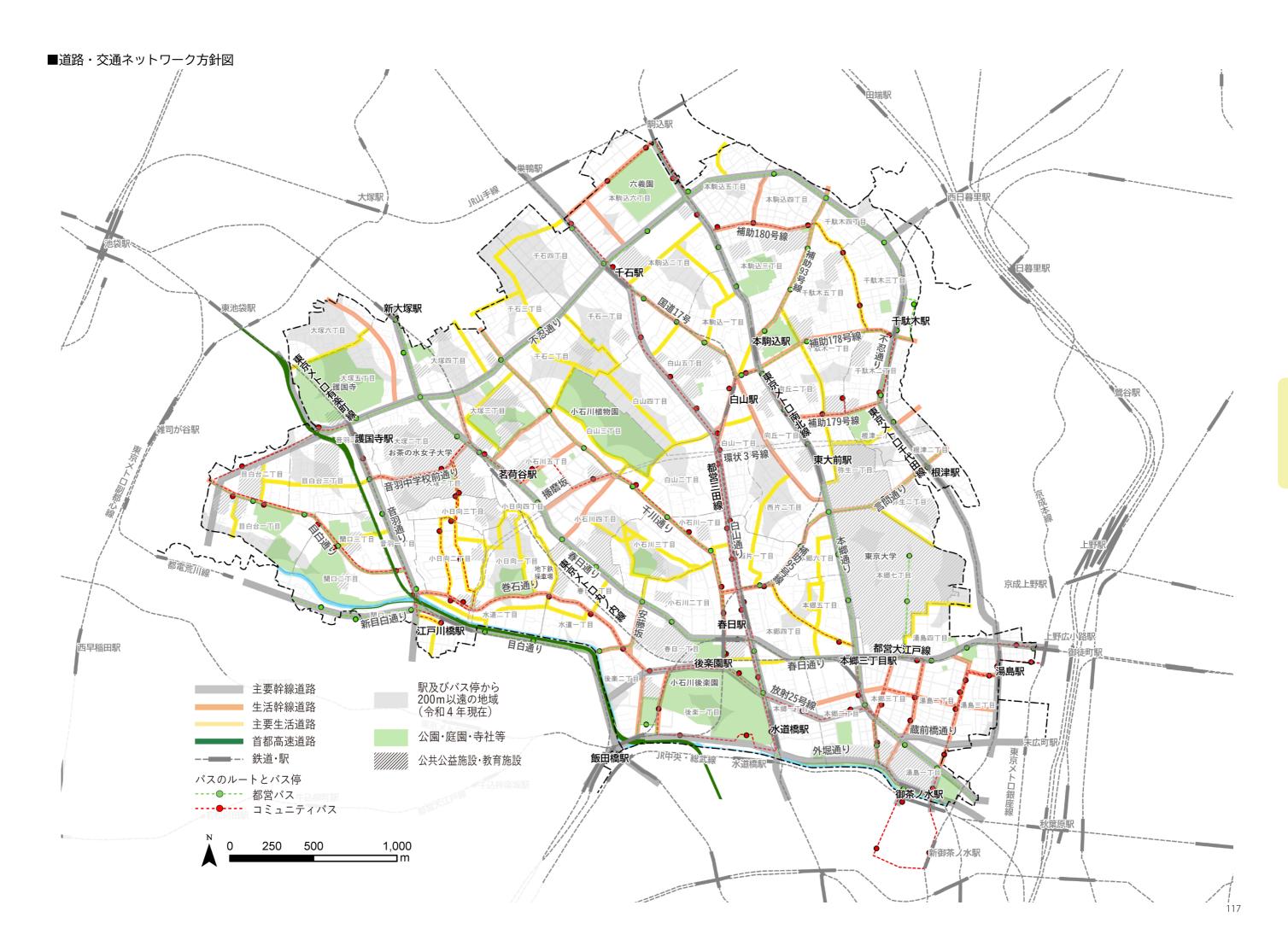


- 主要生活道路は、市街地内で発生する自動車交通を集約し、幹線道路へ連絡する道路として、また自転車が安全に通行しやすい路線として整備に努めます。道路の拡幅が必要な場合は、そのための様々な条件整備を行うとともに、地区計画等の活用や沿道の建築に伴う整備の誘導などによる検討もあわせて行っていきます。
- 主要生活道路以外の生活道路は、市街地内の交通を処理するとともに、個々の宅地へのアクセス*を確保する道路として、幅員4mの確保に努めます。
- 道路の拡幅が必要な場合は、地区計画*等の活用や沿道の建築に伴う整備の誘導などによる検討も合わせて行っていきます。

④ 環境に配慮した道路整備



- 雨水の浸透、路面温度の上昇を抑制する舗装など、環境に配慮した道路整備を進め、雨水流 出抑制やヒートアイランド現象*の抑制に努めます。
- 街路樹や植栽帯は、ヒートアイランド現象*の抑制、生物多様性*の確保、雨水流出抑制などの機能を有するため、関係機関との連携を図りながら整備に努め、安全性を確保しながら維持・管理を進めます。



4-3

緑と水のまちづくり方針

(1) 基本的な考え方

- 区と区民等の協働によるみどりの保全と創出により、緑の面積(緑被率*)と見える緑の量(緑視率*)を増やし、みどりが有する多様な機能を活用します。
- 大規模なみどりや、身近なみどりを、幹線道路、神田川、崖線*のみどりの軸で結び、みどりのネットワークを形成します。
- 公園整備にあたっては、みどりが有する多様な機能を生かすとともに、様々な利用者が多面的に利用できる公園づくりを計画的に進めます。また、神田川や池泉、湧水などの水辺を楽しめる空間を形成します。

■方針の構成概要

緑と水のまちづくり方針			
1)公園・庭園や 公共施設の みどりの整備・保全	①公園・庭園のみどりの保全 ②公園の整備・再整備 ③水辺空間の保全と整備 ④公共施設のみどりの保全と整備		
2) 寺社、教育施設等の まとまった みどりの保全	①寺社のみどりの保全 ②教育施設等のみどりの保全		
3)敷地での取組の推進	①区民等によるみどりの保全と創出 ②大規模敷地でのみどりの創出 ③みどりを楽しめる環境の創出		
4)みどりの ネットワークの形成	①みどりの軸の整備 ②みどりの厚みとつながりの向上		

(2) 緑と水のまちづくり方針

1) 公園・庭園や公共施設のみどりの整備・保全

1 公園・庭園のみどりの保全

人口【脱炭素】災害

- 公園・庭園のみどりは、グリーンインフラ*として、景観、気候変動、生物多様性*、防災、 ウェルビーイング*などに関する多様な機能を発揮できるよう、みどりの保全・充実や、適切 な維持・管理に取り組みます。
- 大規模な公園・庭園のみどりは、みどりの拠点の中心的な役割を担うため、安全性を確保しながら保全します。
- 庭園は、次代に引き継ぐ歴史的・文化的財産、観光資源であることを踏まえて保全します。
- デジタル技術の活用等による効率的な定期的診断と安全確保のための更新などにより、みどりを適切に維持・管理します。

2 公園の整備・再整備

脱炭素

- みどりが有する多様な機能を生かすとともに、少子高齢化など地域社会の変化を踏まえながら、地域の潤いや憩い、健康づくりの場として、様々な利用者が多面的に利用できる楽しめる公園づくりを計画的に進めます。
- バリアフリー*化やユニバーサルデザイン*への配慮、防災設備の設置など、安全・安心で誰にでも親しまれる公園づくりを進めます。
- イメージ図やデジタルデータの活用により、わかりやすく齟齬のない将来イメージを区民等 と共有し、合意形成を目指します。
- 坂の多い文京区の地形を生かし、立体都市公園制度*の活用などを検討しながら、公園面積の 拡充に努めます。
- 身近な公園などのみどりを充実するとともに、道路わきの小スペースを生かしたポケットパーク*などの創出と緑化を進めます。
- 民間活力を生かした整備と管理運営手法を検討しながら多様なニーズに応じた魅力ある公園 づくりを進めていきます。

③ 水辺空間の保全と整備

人口 脱炭素

- 池泉のある特徴的な公園・庭園の自然環境や湧水の保全に努め、文京区の個性を継承します。
- 神田川については、斜面緑地や水辺を楽しめる空間づくりを進めます。

4 公共施設のみどりの保全と整備

人口 脱炭素

- 公共施設におけるみどりを適切に維持管理します。
- 公共施設の整備にあたっては、オープンスペース*の創出や先導的な緑化に努めます。

2) 寺社、教育施設等のまとまったみどりの保全

1 寺社のみどりの保全

脱炭素

○ 既存のみどりの保全や、空地等の緑化を誘導するとともに、地域へ公開された空地等による 地域生活のよりどころとしての機能の維持を図ります。

2 教育施設等のみどりの保全







○ 既存のみどりの保全や、機能更新等に伴うオープンスペース*の創出や緑化を誘導するととも に、それぞれの特性に応じて可能な範囲での公開を図ります。

3)敷地での取組の推進

① 区民等によるみどりの保全と創出



- 敷地内のみどりは、区全体のみどりに占める割合が大きく、グリーンインフラ*として重要であるため、みどりの保全のための助成制度の活用や緑地確保のための施策などにより、区民等と区が協働して保全と緑化の推進に努めます。
- 景観協議や助成制度などを活用しながら、生け垣など敷地の道路に面する部分や建築物の壁面、坂道の擁壁などにおいて、見えるみどりの量(緑視率*)の増加を誘導します。
- 緑視率*、緑被率*を高め、省エネルギー化にもつながる屋上、壁面等の緑化を推進します。
- 低層住宅ゾーンの宅地、教育施設、寺社等の敷地内のみどり・空地や、崖線*等に残る斜面緑地などのみどりの保全や緑化を誘導します。

2 大規模敷地でのみどりの創出



○ 再開発等においては、公開空地*の確保により良好な都市環境の形成や脱炭素型まちづくり* に寄与する緑地の確保を誘導するとともに、積極的な活用を推進します。

③ みどりを楽しめる環境の創出



○ まとまりあるみどりや神田川の隣接地等において、緑や水辺を楽しめるオープンスペース*や店舗等の空間・施設の整備・誘導を図ります。

4) みどりのネットワークの形成

1 みどりの軸の整備

人口 脱炭素

- みどりの拠点、低層住宅ゾーンのみどり、その他公園や敷地内のみどりを結び、みどりのネットワークを形成することにより、生物多様性*を創出するエコロジカル・ネットワーク*や良好な景観の形成、防災性の向上など、みどりが有する機能の強化を図るため、幹線道路・神田川・崖線*をみどりの軸として整備します。
- 幹線道路については、街路樹や植栽帯を関係機関との連携を図りながら整備に努め、安全性 を確保しながら維持・管理します。
- 神田川については、斜面緑地や桜並木を、安全性を確保しながら保全するとともに、親水空間*の整備に努めます。
- 崖線*については、安全性を確保しながら、みどりの保全や創出を誘導し、連続したみどりの 形成を図るとともに、湧水の保全に努めます。

2 みどりの厚みとつながりの向上



- みどりの拠点やみどりの軸の隣接地において緑化を誘導し、骨格的なみどりの厚みとつながりの向上を図ります。
- 幹線道路以外の主たる道路とその沿道の宅地などにおいては、敷地の道路に面する部分の緑 化の誘導などにより、連続的な緑化を進めます。



4-4 住宅・住環境形成の方針

(1) 基本的な考え方

- 適切な維持管理・更新により、環境や防災の性能が高く多様なニーズに対応した、良質な 住宅ストック*の形成を誘導します。
- 土地利用方針に沿い、他の都市機能と戸建住宅・マンション等の調和のとれた、地域特性 に応じた良好な住宅地を形成します。
- 生活利便性・安全性の維持・向上を進め、利便性が高く安全な住環境を形成します。

■方針の構成概要

住宅・住環境形成方針			
1)良質な住宅ストック* の形成	①環境・防災性能等の高い住宅の推進 ②多様なニーズに対応した住宅 ③高経年化する住宅ストック*の適切な管理と活用		
2) 良好な住環境の形成	①誰もが暮らしやすい住環境の形成 ②良好な空間整備の誘導		
3)地域特性に応じた 良好な住宅地の形成	①低層住宅地・一般住宅地 ②沿道型複合市街地 ③商業・住宅共存地 ④工場・住宅共存地		
4)生活利便性の維持・ 向上のための商業地 の形成	①身近な商業地の利便性向上 ②商業地の魅力の向上		
5)防犯性の高い 都市空間の形成	①防犯性の高い公共施設整備 ②地域活動支援		

(2) 住宅・住環境形成方針

1)良質な住宅ストック*の形成

① 環境・防災性能等の高い住宅の推進

- 住宅の新築・改修において、断熱・気密・日射制御性能の向上による冷暖房エネルギーの削減等による省エネルギー、太陽光発電や太陽熱・地中熱利用等の地域の状況に応じた再生可能エネルギーによる創エネルギー、蓄電・蓄熱などの蓄エネルギー、家庭用コージェネレーションシステム*などエネルギーの効率的な利用、持続可能な木材利用拡大等の脱炭素への取組を誘導します。
- 脱炭素化に取り組むことにより、快適な暮らしと健康維持、光熱費の削減、在宅避難できる 災害レジリエンス*の向上の効果もあることを踏まえて、改修や建替えを誘導します。
- 良質な住宅ストック*を形成し、建築・解体時に排出されるCO2排出量を削減するため、長期にわたって良好な状態で使用できる住宅を誘導します。
- 中高層建築物の建設にあたっては、緑化や脱炭素、防災への取組を誘導します。

2 多様なニーズに対応した住宅

人口 脱炭素 災害

- 閑静な住宅地のゆとりある戸建住宅や、駅や生活利便施設に近くバリアフリー*性能の高いマンションなど、地域特性に応じた、多様なニーズに対応する良質な住宅を誘導します。
- 子育て世帯や高齢者、障害者などのニーズや、多様な生活スタイルや住まい方に対応する住宅の誘導に努めます。

③ 高経年化する住宅ストック*の適切な管理と活用

人口 脱炭素 災害

- 高経年化した住宅の防災・環境性能を向上させるため、改修や建替えを誘導します。
- 高経年化したマンションについては、適正な維持管理の促進や円滑な改修・建替え等に向けた支援に努めます。
- 空家等については、定期的に調査を行い、適正な管理や利活用の促進など総合的な空家等対策を推進します。

2) 良好な住環境の形成

1 誰もが暮らしやすい住環境の形成

ΙП

- 高齢者や障害者をはじめ誰もが安全で快適に暮らせるよう、バリアフリー*化やユニバーサルデザイン*に配慮した住宅や住環境の整備の誘導に努めます。
- 店舗や医療施設など多数の人が日常利用する施設のバリアフリー*化を推進します。

2 良好な空間整備の誘導



- オープンスペース*の創出、道路空間の活用等により、区民の交流を生む空間の形成を図ります。
- 住宅地における良好な景観や、沿道の緑化を誘導します。
- 中高層建築物の建築にあたっては、地域コミュニティや周辺住宅地への配慮を誘導します。
- 地区計画*などを活用したまちづくりにおいては、主要幹線道路沿道などの高層の市街地と低 中層の住宅市街地が隣接する場合、高層建築物の高さを住宅市街地側に向かって段階的に低 くすることや、建築物の形態・配置やオープンスペース*の配置の工夫などにより、高層建築 物による周辺の住宅市街地への影響の緩和に努め、良好な住環境を創出します。

3)地域特性に応じた良好な住宅地の形成

1 低層住宅地・一般住宅地





- 適切な維持管理・更新により、戸建住宅を中心とした住宅地を維持します。
- 建替えに伴う敷地の細分化を抑制し、細街路*の拡幅整備を推進します。
- 低層住宅地は、歴史ある安全で閑静な住宅地として、ゆとりある敷地規模や豊かなみどりの ある住環境を維持するとともに、環境・防災性の高い戸建住宅を誘導します。
- 木造住宅の密集する地域では、建築物の耐震化・不燃化を促進します。

沿道型複合市街地 2



- 商業・業務機能の集積や連続性を確保したマンションによる、交通利便性やバリアフリー*性 の高い住宅を誘導します。
- 延焼遮断帯*や緊急輸送道路*の形成のため、沿道の高経年化したマンションの改修や建替え 等を支援します。

(3) 商業・住宅共存地



- 来訪者や近隣住民にとって利便性の高い商業機能を配置した商業地を形成するため、マンシ ョン等を建設する場合には、低層部分への店舗の設置などを誘導します。
- 根津・千駄木地域は、地域特性を生かし、戸建住宅と小規模店舗の混在を維持します。

工場・住宅共存地 4

人口

○ 工場の維持を図るため、マンション等を建設する場合は、振動・騒音を防ぐ措置や、配置の 工夫や緑化などにより良好な住環境の確保するための対策を行うものとします。

4) 生活利便性の維持・向上のための商業地の形成

① 身近な商業地の利便性向上

人口

- 駅周辺は、駅を利用する近隣住民にとって利便性の高い商業地を形成するため、商業機能や サービス機能の集積を誘導します。
- 幹線道路沿道は、住民にとって最寄りの商業地を形成するため、低層部分に商業機能を誘導します。
- 商店街は、小規模店舗が集積する特性を生かした商業地としての機能を維持するため、店舗の密度や連続性の維持・向上、自転車の利便性向上のための自転車駐車スペースの確保等を誘導します。

② 商業地の魅力の向上

人口

- 都市交流ゾーンは、区内全域の区民にとって魅力ある商業地として、広域商業機能の集積を 誘導するとともに、居心地の良い公共空間の整備・活用を図ります。
- 駅周辺や幹線道路沿道は、居心地が良く歩きたくなる空間を形成するため、開放性の高い店舗、沿道の空地の創出の誘導や、地域特性に応じて道路と沿道の一体的な活用を図ります。
- 商店街は、にぎわいを創出するための道路空間の整備・活用を図ります。

5) 防犯性の高い都市空間の形成

① 防犯性の高い公共施設整備

λп

- 道路整備にあたっては、街路樹の適切な剪定や、街路灯などによる見通しの確保により、防 犯性の向上を図ります。
- 公園整備にあたっては、樹木の適切な剪定や、防犯カメラの設置を行い、防犯性の向上を図ります。

2 地域活動支援

ΛL

○ 安全・安心まちづくり推進地区における防犯カメラの設置やまちの見守りなど防犯まちづくりにつながる活動を支援するなど、区民等と区が協働して犯罪の発生しにくい都市環境を形成します。

4-5 景観形成方針

(1) 基本的な考え方

- 公園・庭園や公共施設において先導的な景観への取り組みを進めるとともに、区内全域での文京区の特性を生かした体系的な景観づくりを進めます。
- 地形、歴史・文化、緑などの良好な景観の継承とそれらを生かした景観形成を進めます。
- 都市交流ゾーン、都市拠点、都市軸等における、都市の活力とにぎわいのある景観の創出 を進めます。

■方針の構成概要

景観形成方針	
1)景観づくりの推進	①体系的な景観づくりの推進 ②公共施設における取組 ③景観に対する意識の向上
2) 文京区の特性を 生かした景観形成	①良好な景観の継承と活用 ②活力とにぎわいのある景観の創出

(2) 景観形成方針

1) 景観づくりの推進

1 体系的な景観づくりの推進

人口

- 景観計画を策定し、区民等・建築行為等を行う事業者・区の協働により、区の魅力を生かした景観づくりを推進します。
- 建築物の高さの最高限度を定め、地区の特性に応じて建築物の高さを適切に誘導し、良好なまち並み景観を形成します。
- 景観づくりにおいて特に重要な場合は、景観法*に基づく地区、施設、建造物、樹木等の指定 や、地区計画*などを活用します。

② 公共施設における取組

人I

- 公園・庭園、公共施設の敷地においては、景観づくりの先導的な役割を果たすため、景観に 十分配慮した、整備を進めます。
- 幹線道路等において、景観に配慮した無電柱化*の推進や、街路樹の維持・整備を行います。

③ 景観に対する意識の向上

○ 区民等が景観への関心を持ち、景観を意識したまちづくりが行われるよう、パンフレットの 配布や、表彰、イベント等を行い、景観の啓発を図ります。

2) 文京区の特性を生かした景観形成

① 良好な景観の継承と活用



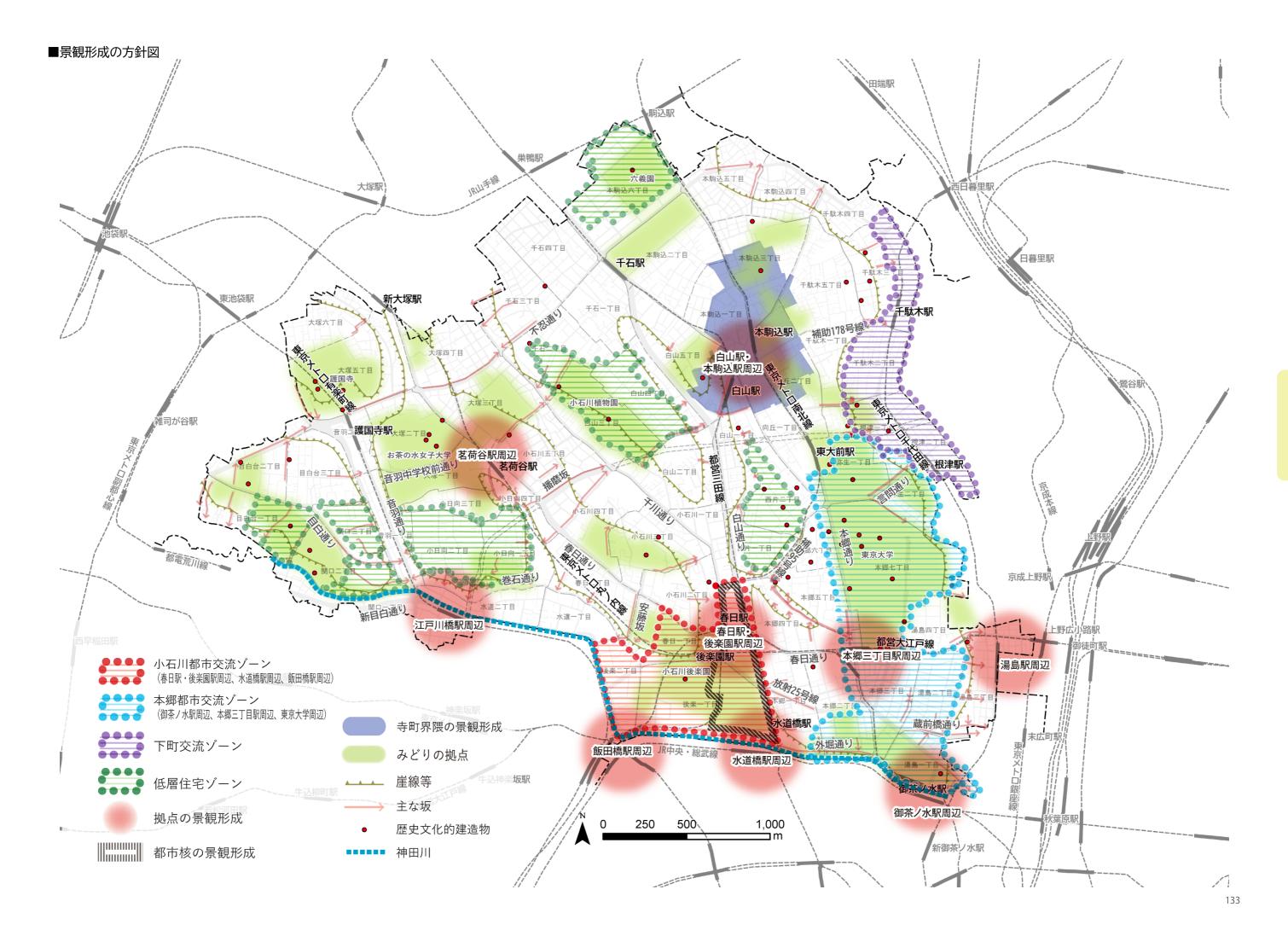


- 古くから住民の生活と密接に結びついてきた坂道や、坂道に沿った崖線*の斜面緑地・擁壁などについては、安全性に配慮した保全や改修等により、起伏に富んだ地形が誘起する風景を継承します。
- 歴史・文化的資源や、大規模な公園・庭園・寺社等、歴史あるまちの記憶を呼び起こす風景を大切にした、良好な景観づくりを進めます。
- 戸建住宅を中心に閑静で良好な住宅地が形成されている低層住宅地、寺社と密接に結びついた地域など、界隈ごとに展開する風景の個性を尊重した景観をつくります。
- 界隈ごとの景観形成は、風格のある落ち着いた佇まいのまち並み、大学や寺社などの地域の シンボル、路地や植木などによって醸し出される下町風情あるまち並み、江戸時代から継承 される町割、歴史を感じさせる街道や商店街、みどりと水の潤いなど、多彩な景観要素を生 かしたものとします。
- 小石川後楽園や六義園、旧岩崎邸庭園、東京大学などの緑の核となる都市公園や施設の周辺 においては、緑のまとまりの波及を感じさせる良好な景観づくりを進めます。
- 神田川沿いは川のイメージや斜面緑地を生かした修景*などにより、水辺空間の魅力を高め、 潤いを感じさせる景観づくりを進めます。
- 神田川に面して風致地区*が指定されており、文京区を特徴づける景観を形成している江戸川 公園周辺及びお茶の水周辺は、神田川の流れと一体となった景観を保全します。
- 聖橋周辺、水道橋周辺、飯田橋周辺などを対象に、神田川の歴史などを踏まえた特徴的な景観づくりを進めます。
- 本郷三丁目交差点周辺や追分一里塚周辺は、江戸時代から続く主要な交差点であったことなどに配慮しながら景観づくりを進めます。

2 活力とにぎわいのある景観の創出



○ 都市交流ゾーンや、都市拠点、都市核、都市軸・生活軸においては、居心地の良い公共空間 の創出により、人々の交流やにぎわいのある景観づくりを進めます。



4-6

防災まちづくり方針

(1) 基本的な考え方

- 区民等と区の協働により、建築物の耐震化・不燃化、細街路*拡幅整備、延焼遮断帯*の形成等を進め、燃えない、壊れないまちを形成します。
- 気候変動により頻繁化・激甚化する風水害に対し、東京都が実施する河川改修や下水道など治水の中心となる施設の整備とともに、雨水流出抑制施設*やグリーンインフラ*の活用等による雨水流出抑制、土砂災害・浸水のリスクに対応した土地利用を進めます。
- 生活継続できる住宅や帰宅困難者*対策等の建築物の整備を進めるとともに、事前復興の 検討等を行い、いざ大規模災害が起きてもしなやかに対応、回復できる都市づくりを進め ます。

■方針の構成概要

防災まちづくり方針			
1)災害に強い まちづくりの推進	①震災に強い市街地形成 ②土砂災害・風水害に強い市街地形成		
2)災害時の避難対策や 生活継続性の確保	①避難路*や物資輸送路の確保 ②避難空間の整備と帰宅困難者*対策 ③災害時の生活継続		
3)事前復興の推進	①事前復興に向けた取組		

(2) 防災まちづくり方針

1)災害に強いまちづくりの推進

1 震災に強い市街地形成

災害

- 首都直下地震の発生が想定されていることを踏まえて、計画的な震災対策を進めるとともに、 重点的な施策展開や緊急的・応急的な措置を推進します。
- 都心南部直下地震及び多摩東部直下地震による人的、物的被害を概ね半減することを目指し減災に取り組みます。
- 幹線道路の整備に努めるとともに、沿道の建築物の耐震化・不燃化を進め、市街地の火災の 延焼を防止する延焼遮断帯*を形成し、避難路*や物資輸送路としての機能の確保を進めます。
- 避難する人々の安全を確保するため、看板、広告塔、ビルのガラスなどについて落下防止対策を誘導します。
- 『文京区耐震改修促進計画』に基づき、学校・病院などの多数の人が利用する建築物の耐震 化を誘導します。
- 建築物の耐震化・不燃化の支援を図りながら、市街地の不燃空間*の形成を促進します。
- 木造建築物の密集地など、建物倒壊、火災延焼の危険性が高い地域において、老朽建築物の 建替えによる不燃化、耐震化、緊急車両の乗り入れや消防活動の妨げになるおそれのある細 街路*の拡幅整備などを促進します。
- 通学路に面する危険性が高いブロック塀への改善指導や安全性が十分でないブロック塀の撤去や作り替え、生け垣化などを支援します。
- 建築物や工作物等の防災性の維持・向上には、住民主体の取組が必要であるため、町会・自 治会等の区民防災組織*による住民主体の活動を促進するとともに、防災活動の中心的役割を 担う人材の育成・活用を図ります。
- 地震に加えて、風水害・火山噴火・感染拡大など想定される複合災害への備えを推進します。

2 土砂災害・風水害に強い市街地形成

脱炭素



- 土砂災害特別警戒区域*や土砂災害警戒区域*など土砂災害の危険が高い地域では、危険性の 周知を進めるとともに、土地所有者や管理者による安全対策を支援します。
- 東京都が実施する神田川の改修事業や千川増強幹線整備等の下水道整備事業などと連携し、 治水対策を進めます。
- 私道や私道下水施設の整備等を支援し、治水対策を推進します。
- 降雨量の予測とともに、雨量計や水位計の設置と情報分析により、適切な水防体制を構築し水害を防ぎます。
- 雨水流出抑制施設*の設置やグリーンインフラ*としての緑化の促進を道路、公園や公共施設 敷地内で行うとともに、民有地においてもそれらを誘導し、雨水流出抑制対策を推進します。
- 土砂災害・水害の危険性が高い地域について災害に対応した整備が図られるよう、区民等に対して土砂災害ハザードマップ*・水害ハザードマップ*等により周知します。

2) 災害時の避難対策や生活継続性の確保

(1) 避難路*や物資輸送路の確保



- 特定緊急輸送道路*沿道、一般緊急輸送道路*沿道、緊急道路障害物除去路線*沿道の建築物 の耐震化を誘導します。
- 崖・擁壁、ブロック塀等が震災時に倒壊した場合、消防や救助活動に支障をきたすおそれが あるため、構造物の強化や倒壊危険箇所の改善などの安全対策を誘導します。
- 電柱の倒壊によるライフライン*や避難路*の阻害の軽減のため、主要幹線道路などにおいて は、無電柱化*を進めます。

避難空間の整備と帰宅困難者*対策 **(2)**

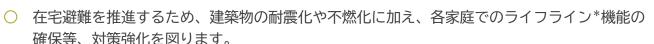


- 災害時における大学や企業・団体との連携や相互協力に関する協定などにより、災害応急対 策の協力体制の強化に努めます。
- 避難生活環境の改善充実に必要な備蓄物資等の配備を進めるほか、避難スペースの確保や安 全対策など、避難所*の環境改善を推進します。
- 避難行動要支援者の支援体制の充実を図るとともに、災害における要配慮者や女性、性的マ イノリティの人たち等への対応を強化します。
- 大規模敷地を有する民間施設、大規模な再開発などにおいて、防災備蓄倉庫や広場、浸水深 より高いデッキなどの設置を促すことにより、地区内及び周辺の帰宅困難者*なども一時的に 避難・待機できるような機能の確保や防災まちづくりへの協力を誘導します。
- 事業者による一斉帰宅の抑制や関係機関と連携した駅前滞留者の分散帰宅等、帰宅困難者*の 発生抑制に取り組むとともに、帰宅困難者*の一時滞在施設の更なる確保と的確な運営に向け、 受入施設の事業者等との連携を促進します。

3 災害時の生活継続







- 中高層共同住宅における主体的な防災活動を促進するとともに、災害時におけるエレベータ 一の閉じ込め対策やトイレ対策等、中高層共同住宅特有のリスクを捉え、実情に応じた防災 対策を推進します。
- 一定規模以上の中高層の建築物については、震災時における円滑な避難のための対策や、被 災後も在宅避難を可能とするため、防災備蓄倉庫やマンホールトイレの設置を誘導し、避難 者数の抑制に努めます。
- 避難所*等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の導入促進などエネルギー 確保の多様化等により電力共有の安定化に向けた取組を促進し、都市機能の維持を図ります。

3) 事前復興の推進

1 事前復興に向けた取組

人口 災害



- 被災後の適切かつ速やかな復興に向け、平時から被災後のあるべき姿と復興に向けた体制や 手順の検討を進めていきます。
- 大規模な被害が発生した際には、応急・復旧対策を迅速かつ機動的に実施し、中長期的視点 に立って計画的に復興の推進を目指します。
- 復興に際しては、第一に被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努め、脱炭素社 会*の実現等社会全体の課題解決に資する取組も平行して推進します。
- 文京区の歴史や文化を尊重するとともに、成熟した社会の多様な価値観や視点を踏まえ、誰 もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、環境、医療、雇用、産業などの復興に向けた施策 を総合的かつ計画的に推進します。
- 復興計画の基礎データとなるデータベースの構築や、土地境界の明確化を進めます。
- 都や民間事業者等と連携しながら、災害対策に有効な ICT*の活用に取り組みます。

■防災まちづくり方針図 建築物や細街路の改善を図る地域 整備地域(防災都市づくり推進計画) ╱ 地域総合危険度がランク4の町丁目 面的な不燃空間を形成する地域 一定のまとまりのある防火地域が指定 六義園 された市街地及びまとまった緑の空間 本駒込四丁目 緊急避難場所 氾濫のリスクを想定して対策を検討する地域 千石四丁目 本駒込三丁目 千石駅 神田川の外水氾濫区域 千駄木三 千駄木五丁 東池袋駅 新大塚駅 千石一丁目 千駄木駅 本駒込一丁目 補助178号線 本駒込駅 千石二丁目 白山五丁目 白山駅 白山四丁目 心石川植物園 雑司が谷駅 護国寺駅 東大前駅 茗荷谷駅" 音羽中学校前通り 西片二丁目 東京大学 都電荒川線・ 小日向一丁目 地下鉄操車場 京成上野駅 巻石通り 新自白通り 春日駅 安全対策を進める崖線 江戸川橋駅 ■稲田駅 ▲▲▲▲ 崖線等 都営大江戸線 春日通り 本郷三丁目駅 後楽園駅 緊急輸送道路(令和2年4月時点)・ 小石川後楽園 放射25号線 緊急道路障害物除去路線(文京区地域防災計画(平成30年度修正)より) 本郷三丁目 湯島二丁目 湯島 特定緊急輸送道路(高速道路以外) 後樂一丁目 本郷二丁目 特定緊急輸送道路(高速道路) 水道橋駅 蔵前橋通り 一般緊急輸送道路 緊急道路障害物除却路線(区) 飯田橋駅 沿道の建築物の耐震化・不燃化を進める道路 御茶ノ水駅 骨格防災軸(都市計画道路等) 主要延焼遮断帯 250 1,000 一般延焼遮断帯 が御茶ノ水駅 ●●●●●● 延焼遮断帯(神田川)